

二輪車リサイクルシステムについて

オートバイ（50cc以下）の処分にあたっては、シルバー人材センターによる戸別収集及び「クリーンポート・きぬ」への直接搬入により、粗大ごみとして有料で引き取りを実施しておりますが、二輪車メーカー等においてもオートバイのリサイクルに自主的に取り組んでいます。

平成23年10月以降、リサイクルマークの有無にかかわらずリサイクル料金の払い込みが不要となりました。また、廃棄二輪車を下記指定引取場所に直接持ち込んだ場合、運搬料等の負担もありません。オートバイを処分する際には二輪車リサイクルシステムをご活用ください。

指定引取場所

平和貨物運送 株式会社 本社営業所 （下妻市下木戸365番地1）

電話：0296-43-3653

※条件を満たさないオートバイの場合引き取りが出来ませんので、廃棄オートバイを持ち込む際は事前に確認をお願いします。

廃棄方法

- 1 引取対象、引取基準などをご確認ください。
 - 2 運輸支局または市区町村へ廃車手続きを行ってください。
 - 3 指定引取場所または廃棄二輪車取扱店へ、オートバイと必要書類を持ち込んでください。
- ※ 上記記載以外の指定引取場所及び廃棄二輪車取扱店については、二輪車リサイクルコールセンターまたはホームページでご確認ください。

対象車両

以下の参加事業者が製造または輸入し、国内で販売したオートバイが対象です。ただし、輸入車については、当該輸入事業者が指定するブランドに限ります。

本田技研工業(株)、ヤマハ発動機(株)、スズキ(株)、川崎重工業(株)、(株)成川商会、(株)MV AGUSTA JAPAN、Piaggio Group Japan(株)、(株)福田モーター商会、(株)イーケイエー、(株)プレストコーポレーション、(株)ブライト、ドウカティジャパン(株)、ビー・エム・ダブリュー(株)、トライアンフ・ジャパン(株)、(株)エムズ商会、伊藤忠オートモビル(株)

引取基準

ハンドル、車体（フレーム）、ガソリンタンク、エンジン、前後輪（ホイール）が一体となっている状態。（可動・不動は問いません）

- ・各パーツがバラバラになった状態は、引き取り対象外です。
- ・ゴミ類や後付け部品等は、事前に取り除いてください。
- ・オイル・ガソリン等の漏れがある場合は、抜き取ってください。
- ・電動二輪車の小型二次電池（動力用充電電池）や充電器は対象外です。

必要書類

- 1 オートバイの所有者が確認できる書類
 - ・原 付 ⇒ 廃車申告受付書
 - ・軽 二 輪 ⇒ 軽自動車届出済証返納済確認書
 - ・小型二輪 ⇒ 自動車検査証返納証明書
- 2 排出者の本人確認書類
 - ・免許証、健康保険証、パスポート等

費用負担

- 1 二輪車リサイクルシステムの利用に際し、リサイクル料金の負担はありません。事業者（メーカー等）の責任において適正にリサイクルいたします。
- 2 廃棄する車両を指定引取場所へ直接搬入する場合、運搬料金の負担はありませんが、廃棄二輪車取扱店へ持ち込む場合は別途運搬料金が必要となります。

問い合わせ先

○このページに関する問い合わせ

- ・クリーンポート・きぬ
- 電話：0296-43-8822

○二輪車リサイクルシステムの詳細についての問い合わせ

- ・二輪車リサイクルコールセンター
- 電話：03-3598-8075
- ・自動車リサイクル促進センター
- ホームページ：<http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>